

リサイクル預託済み車両の取り扱いについて

ご出品店様へ

- ・ご出品前にリサイクルセンターホームページにて
マニフェスト発行済（解体届出済）でないことをご確認下さい。

ご落札店様へ

- ・リサイクルシステムにて**解体届を出す際は、譲渡書類受領後に**
手続きを行って下さい。

マニフェスト発行済(解体届出済)であると・・・

- 書類が手元にあっても運輸支局で移転登録、抹消等の手続きができない
- マニフェスト発行取り消しは届けを出した事業者でないといけない
- マニフェスト発行取り消しまでに時間がかかる

スムーズな譲渡書類の引渡し、移転登録等の手続きを円滑に行えるよう
会員の皆様のご協力をお願い致します。